

破産管財人就任のご挨拶とご連絡

平成30年8月9日

関係者各位

破産者 株式会社朽木ゴルフ倶楽部
破産管財人 弁護士 小松 陽一郎

1 破産管財人就任のご挨拶

破産者株式会社朽木ゴルフ倶楽部（以下「朽木GC」といいます。）は、平成30年4月9日付けで民事再生手続開始の申立てを行っていましたが、平成30年8月9日、同申立てを取下げ、同日、大阪地方裁判所に対して自己破産の申立てを行いました。そして、同日午前11時00分、破産手続開始決定がなされ（大阪地方裁判所 平成30年（フ）第3333号）、当職が朽木GCの破産管財人に選任されました。これにより、朽木GCの財産の管理処分に関する一切の権限は、当職に移管されております。

今後は、当職において、裁判所の監督の下、迅速・公平に本破産手続を進めて参りますので、関係者の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2 ゴルフ会員の皆様へ

朽木GCが運営していたゴルフ場は、平成30年7月31日付けで事業譲渡されており、現在は、朽木GCではなく、株式会社オーレ（本店：滋賀県高島市朽木宮前坊1番地2 代表取締役：島尻千洋）が運営しております。

上記事業譲渡では、ゴルフ会員契約及び預託金返還債務は事業譲渡の対象とはなっていませんが、株式会社オーレによりますと、朽木GCの会員だった方については、平成30年11月末日までに、同社に入会申込み頂くことで、入会金・預託金の負担なしにゴルフ会員資格を得ることが可能とのことです。

今後、ゴルフ会員資格を得ることをご希望されるのであれば、平成30年11月末日までに、別途株式会社オーレにお問い合わせ頂くか、同社から届く連絡に従い、入会手続を行って頂きますようお願い申し上げます。

3 今後の手続等について

本破産事件の今後の進行状況等につきましては、随時、本ホームページ上で関係者の皆様にお知らせ致しますので、ご確認頂きますようお願い致します。

また、朽木GCが破産手続開始に至った経緯や今後の手続等につきましては、平成30年8月25日（土）13時より、債権者説明会を開催させて頂き、当職から直接ご説明させて頂くことを予定しております（詳細は、本ホームページ「債権者説明会開催のお知らせ」をご参照ください。）。

なお、現時点で判明している限りではありますが、本破産事件では、ゴルフ会員を含む一般破産債権者への配当を行うことはほぼ不可能と判断しております。破産債権の届出期間と破産債権の調査をするための期間も、定められておりません。もし、今後、新たな資産が発見され、配当が実施できる見込みとなった場合、改めて本ホームページ等でお知らせするとともに、債権届出書等が送付されますので、現段階では、債権届出書を提出して頂く必要はございません。

4 コールセンターについて

本破産事件に関するお問い合わせは、下記コールセンターまで、お電話でご連絡ください。

【朽木ゴルフ倶楽部 管財人室 コールセンター】

電話番号 06-6221-3358 （*お掛け間違いなきようお願いいたします。）

受付時間 月～金（土日祝除く） 午前10時～午後5時

以上